(概要)

施設及び区域の提供

日米行政協定第二条(注:日米地位協定第2条)に基づく施設・区域の提供

昭和27年(1952年)7月の日米合同委員会において、次のように合意されている。

日米行政協定第二条第一項(注:日米地位協定第2条1項(a))に基づき米軍に提供 する施設区域は、本合意の付表に掲げるものとする。ただし、「保留」と記載した施設 は、岡崎・ラスク交換公文に基づき引き続き使用を認める。ただし折衝は継続する。付 表は合同委員会を通じて変更できる。

(付表は随時変更されているので添付省略。昭和 27 年 7 月の本件合意時の付表については、昭和 27 年 7 月 26 日付「官報(号外)」)を参照のこと。)